

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年7月12日(2018.7.12)

【公表番号】特表2017-520357(P2017-520357A)

【公表日】平成29年7月27日(2017.7.27)

【年通号数】公開・登録公報2017-028

【出願番号】特願2017-515007(P2017-515007)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/70 (2006.01)

A 6 1 B 17/17 (2006.01)

A 6 1 B 17/86 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/70

A 6 1 B 17/17

A 6 1 B 17/86

【手続補正書】

【提出日】平成30年5月25日(2018.5.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

後方手術法により頸部脊椎にアクセスして少なくとも1つの固定装置を案内する装置であって、

前記頸部脊椎の小関節面に挿入しやすいように面取り又は傾斜された端部を備える遠位部と、

前記遠位部から延伸する近位シャフト部であって、前記近位シャフト部の端部は凹形をした対向側面を含むか、又は前記近位シャフト部の端部は凸形をした対向側面を含むかの少なくともいずれかである近位シャフト部と、

近位端は、アクセス可能な外側塊面積を最大化し、及び、前記近位シャフト部は、固定装置を受けて前記頸部脊椎に送出するための貫通形成されたスロットを備える装置。

【請求項2】

前記遠位部及び近位部は中空である、請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記遠位部及び近位部は密である、請求項1に記載の装置。

【請求項4】

前記遠位部は近位部から分離可能である、請求項1に記載の装置。

【請求項5】

後方手術法により頸部脊椎にアクセスして少なくとも1つの固定装置を案内するシステムであって、

前記頸部脊椎の小関節面に挿入しやすいように面取り又は傾斜された端部を備える遠位部と、前記遠位部から延伸する近位シャフト部であって、前記近位シャフト部の端部は凹形をした対向側面を含むか、又は前記近位シャフト部の端部は凸形をした対向側面を含むかの少なくともいずれかである近位シャフト部とを備える小関節面案内装置と、

前記小関節面案内装置の上を摺動して少なくとも1つの器具を前記頸部脊椎へ案内するための摺動案内装置であって、双胴型又はデュアルルーメン案内チューブを備える摺動案

内装置と、  
を備えるシステム。

【請求項 6】

前記摺動案内装置は前記小関節面案内装置の長手軸を中心に回転可能である、請求項5に記載のシステム。

【請求項 7】

前記器具は皮質剥離装置である、請求項5に記載のシステム。

【請求項 8】

前記摺動案内装置は、少なくとも1つのドリル経路が内部に画定されているドリルガイドをさらに備える、請求項5に記載のシステム。

【請求項 9】

前記小関節面案内装置の前記近位シャフト部は、円形断面形状又は矩形断面形状の内の1つを有する、請求項5に記載のシステム。

【請求項 10】

前記摺動案内装置は、前記小関節面案内装置の近位部上を摺動する第1のチューブと、前記少なくとも1つの器具を案内するための前記第1のチューブの側面に取付けられた第2のチューブとを備える、請求項5に記載のシステム。

【請求項 11】

前記摺動案内装置を介して前進する少なくとも1つの骨スクリューをさらに備える、請求項5に記載のシステム。

【請求項 12】

脊椎固定インプラントを移植する方法であって、  
2つの隣接する椎骨の間の小関節面に案内装置を送出することと、  
前記案内装置に沿って固定装置を送出することと、  
前記2つの隣接する椎骨の少なくとも1つに前記固定装置を取付けることと、  
を含む方法。

【請求項 13】

前記固定装置を取付けることが、前記小関節面にある小関節面インプラントにプレートを取付けること又は前記2つの隣接する椎骨へプレートを取付けることのうちの1つを含む、請求項12に記載の方法。